

現代史試稿

日比野 晃

一 被占領下の変革

ポツダム宣言 一九四五年（昭和二〇）八月十四日、日本政府は戦争の最高責任者たる天皇の裁決によって、アメリカ・イギリス・中国・ソ連の四主要連合国によるポツダム宣言を受諾し、無条件降伏した。ここにおいて、多くの人民の血を流し、国土を荒廃させた第二次世界大戦は終り、日本は新しい時代を迎えた。

ポツダム宣言は十三ヵ条からなり、第六条以下に日本の降伏の實質的条件を掲げている。即ち、軍国主義的権力および勢力の除去（六条）、戦争能力が破砕されるまでの日本占領（第七条）、カイロ宣言の履行と領土の局限（第八条）、軍隊の武装解除とその家庭復帰（第九条）、戦争犯罪人の処罰と民主主義の復活強化および基本的人権の確立（第十条）、再軍備のおそれのない産業の維持および世界貿易参加への許可（第十一条）、前記諸項目の達成と日本国民の自由に表明した意志による平和的かつ責任ある政府の樹立を条件とする占領軍

の撤収（第十二条）などである。ここに示されている日本の非軍事化・民主化への政策は、第二次世界大戦が全体として日本・ドイツ・イタリアのファッショ枢軸に対する、中国・ソ連・アメリカ・イギリス等の反ファッショ連合の戦争であった面から出されたものであった。

八月末よりアメリカ軍を主体とする連合国軍による日本占領が開始され、九月二日に日本は降伏文書に調印し、東京に占領軍総司令部（GHQ）が設けられて日本管理に着手された。GHQは最高司令官以下全職員がアメリカ人で占められ、次いで対日占領政策を決定する機関として設置されたアメリカ・イギリス・中国・ソ連その他十一ヵ国の代表よりなる極東委員会の議長もアメリカの代表がなった。また、占領軍最高指令官の諮問に応じ、これに勧告する機関として置かれた、アメリカ・イギリス・中国・ソ連の代表からなる対日理事会の議長もアメリカの代表であった。

このように日本管理の主導権をアメリカが握ったことは、元来アメリカの対日戦争の実態が太平洋と東アジアにおける帝国主義的利

権と勢力圏の対立抗争にあったことと関連して、ポツダム宣言における日本の非軍事化・民主化に枠をはめるものであった。即ち、アメリカにとって、日本を非軍事化することは、将来日本がアメリカの脅威とならないようにすることであり、民主化することは日本の旧権力者達の弱体化のために必要な程度まで日本人民の力を利用することであった。

非軍事化・民主化 GHQは一九四五年（昭和二〇）九月中に日本軍隊の武装解除・軍事機関や軍事法令の廃止を行い、東条英機らA級戦犯容疑者を逮捕した。十月には政治・信教・民権の自由制限撤廃に関する覚書を発表し、政治犯人を即時釈放し、思想警察の廃止を指令した。また神道の特権を廃止し、五大改革（完全な男女同権・労働者の団結と組織の助長・教育の自由主義化・専制からの国民の解放・経済の民主化）を指令した。そして治安維持法を廃止し、軍国主義教員の即時追放を指令した。十一月には財閥十五社の資産凍結、次いでその解体指令、天皇財産凍結の指令。十二月には農地改革指令、神道と国家の完全な分離と天皇の神格化の禁止、そして軍国主義を生徒に教える歴史・地理・修身の国定教科書の使用禁止と授業の停止を命じた。翌年一月には軍国主義指導者の公職追放と右翼団体の解散を指令した。

こうした指令に基づいて、一九四五年（昭和二〇）末には議会と政府は、婦人の参政権を認め、労働者の団体交渉・デモ行進・ストライキの無条件の権利を認めた労働組合法を公布した。また、日本自由党・日本進歩党の保守政党が再建され、日本社会党が生まれ、

日本共産党が公然と活動できるようになった。

一九四六年（昭和二一）一月一日、「天皇の人間宣言」がGHQの演出のもとに行われた。アメリカ政府は天皇を戦争犯罪人としていないで、日本での占領目的を能率的に達成させるために、天皇制を方便として利用する方針をもっていたのである。¹⁾

戦後の兵士の復員・海外からの引揚げに加えて、一九四五年（昭和二〇）秋の大凶作は食糧事情を極めて悪化させていた。一方、前述の如く一連の民主化がなされ、中でも労働組合法の公布は労働組合の発展を促し、国民は民主的権利意識にめざめていった。そして一九四六年（昭和二一）五月一日には、戦後最初のメーデーが全国で二百万人の参加のもとに行われた。次いで十九日には東京で食糧危機突破国民大会が開かれ、二十五万人の労働者・市民が参加した。ここにおいて「国体はゴジされたぞ、朕はタラフク食ってるぞ、ナンジ人民飢えて死ぬ、ギョメイギョジ」と書いたプラカードを掲げる者も現われ、「保守反動政府絶対反対、民主人民政府をつくらう」というスローガンが大きく打出されるにいたった。こうした、事実上は共産党の指導のもとになされた、民衆運動の高まりに対して、占領軍の最高司令官マッカーサーは「多教の暴民によるデモと騒擾に対して警告する声明」を発して、民衆を威圧した。早くもGHQは、自らの認める民主化の枠をのりこえる運動を抑圧し始めたのである。

日本国憲法制定 戦前の支配体制の支柱であった大日本帝国憲法の改正について、マッカーサーは一九四五年（昭和二〇）十月にす

で示唆していたので、政府では改正案の研究・起草にとりかかっていた。ところが、政府原案は旧憲法の部分的修正にとどまり、いぜんとして天皇を統治権の総攬者とするなど、非民主的なものであった。

極東委員会の中では、中国・フィリピン・オーストラリア・ソ連などが天皇制を廃止して共和制にせよと主張しており、アメリカの対日政策関係者にも共和制論者がいた。また、日本国内においても、保守党以外の政党は事実上の国民主権を主張しており、共和制論もあった。こうした状況の中で、天皇制を残しておきたいと考えていたアメリカ政府は、GHQによって天皇を人間化させ、共和論者を説得できる軍備・交戦権をもたない規定と同時に象徴天皇制を残した改正案を作成して、日本政府に提示した。日本政府はこの改正案に対して拒否反応を示したが、GHQ側より、この改正案にそつた憲法改正をしないかぎり天皇制の存続は困難であろうとの勧告があり、天皇制を存続したい政府は結局これをもとに憲法草案を作成した。その草案は議会の審議によって一部修正されたのち、一九四六年（昭和二一）十一月三日、日本国憲法として公布された。そしてその翌年五月三日から施行された。

この新憲法は、国民主権・戦争放棄・基本的人権の尊重の三大原則に立ち、天皇は単なる象徴にとどめたもので、中でも戦争放棄・戦力保持の否定を明記した点は、世界に類を見ない革新性をもったものであった。

農地改革・財閥解体 戦前の支配体制の基礎をなしていたのは独

占資本と寄生地主制であり、これらを改革しない限り、非軍事化・民主化の経済的裏づけはなされえない。

戦後の農村では、民主化にめざめ始めた農民のさまざまな闘争が展開し始めていた。この事態に対応して、政府は一九四五年（昭和二〇）十一月、農地改革に関する最初の法令を公布した。（第一次農地改革）これは在村地主に五ヘクタール（五町歩）の小作地所有を認めるなど極めて不完全な改革であった。したがって農民の不満は解消されることはなく、その翌年二月には全国単一の日本農民組合（日農）が結成された。そして五月には対日理事会において、ソ連の代表から徹底した改革案が出され、アメリカ代表からの反対があり、結局イギリス代表の折中案がGHQから政府に指令された。それにより政府は、同年十月に議会で法律化して、第二次農地改革を行った。これにより、不在地主の全小作地と在村地主の一ヘクタール（一町歩。但し、北海道は四ヘクタール）以上の小作地は国家が買い上げ、その土地を旧小作人に優先的に売り渡した。また、残る小作地の小作料はすべて金納とし、その率は全収穫の二十五パーセント以内とされた。この結果、一九五〇年（昭和二五）八月には、改革前（一九四五年十一月）の全国の小作地の八十パーセントが解放され、残った小作地は全国の耕地総面積の十パーセントになった。こうして寄生地主制は基本的には廃止された。

財閥解体については、一九四五年（昭和二〇）十一月にGHQから持株会社の解体に関する覚書が出され、翌年八月には持株会社整理委員会が発足し、その十一月には十大財閥家族の全資産がその委

員会に移管されることになった。次いで一九四七年（昭和二二）七月には独占禁止法が公布されて、カルテル・トラストが制限され、十二月には過度経済力集中排除法が公布されて五十二の会社が指定され、独占企業体は分割されることになった。しかし、これらの措置には多くの抜け道が残されており、過度経済力集中排除法による指定会社の九〇パーセントはのちに指定を取消されるなど、独占資本への打撃は決定的なものにならなかった。中でも四大財閥銀行を含む八大銀行は、これらの法的な措置によって、金融界における独占的地位をゆるがされることもなかった。それは財閥や政府の財閥解体に対する抵抗もさることながら、アメリカ政府の基本的な対日政策の転換の中にその要因があった。

一九四七年（昭和二二）二月一日に予定されていたゼネストに対して、マッカーサーは禁止を命令した。戦後、津波のように抬頭してきた労働運動に対して、アメリカ政府は日本の労働者階級の成長に危惧を持ち始めた。一方、日本がアメリカの競争者として再起するのを不可能にすることを目的にしたこれまでのアメリカの占領政策は、極東情勢の変化によって、反共体制建設へと、その方向を転換しはじめたのであった。

二 国際情勢の変化と安保体制

二つの世界の対立 第二次世界大戦は全体的にファシズムに対する反ファシズムの戦争であった。したがって、民主主義擁護という

共同目的のために、資本主義国と社会主義国とが協同して連合国側を形成したのであるが、大戦の末期にはすでにアメリカ・イギリスとソ連との対立がきざざしていた。その対立は大戦後の処理方針について顕在化し、以後、アメリカを中心とする資本主義陣営とソ連を中心とする社会主義陣営との対立が国際政治の基調となった。

一九四五年（昭和二〇）九月、朝鮮建国準備委員会は朝鮮人民共和国樹立を宣言し、社会主義をめざして統一された独立朝鮮の建設に進もうとした。しかし、この宣言の二日後に仁川に上陸したアメリカ軍は三十八度線以南を占領して軍政を布告し、南朝鮮をアメリカの配下におきはじめた。この翌年七月には、中国において蒋介石政権はアメリカの全面的援助のもとに、中国共産党との内戦を本格化した。そして、一九四七年（昭和二二）三月、トルーマン大統領は特別教書（トルーマン・ドクトリン）を宣言し、社会主義・民族独立運動に対する「冷たい戦争」の布告をした。これに対して社会主義陣営は、同年九月にコミンフォルム（欧州共産党・労働者党情報局）を設置し、ソ連は東欧諸国との経済協定を結んでいった。一九四八年（昭和二三）には、朝鮮の南半分に大韓民国（韓国）が、北半分に朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）が樹立された。そしてその翌年にはドイツも東西に分割されて、ドイツ連邦共和国（西独）とドイツ民主共和国（東独）がそれぞれ成立した。この年四月に北大西洋条約が調印されて、アメリカを中心とする史上最大の軍事同盟たる北大西洋条約機構（NATO）が成立した。次いで十月には、アメリカの強力な援助を受けていた蒋介石政権は敗れ、毛沢東を主

席とする中華人民共和国が成立した。ここにおいて、中国を反共体制の中心にしようとしてきたアメリカの中国政策は完全に失敗に終わり、これを契機に日本は、韓国・台湾とともに、アメリカにとって反共の戦略基地としての重要性をいちじるしく増した。

経済再建と労働組合運動の抑圧 日本を反共基地とするためには、日本の経済を復興させて「極東の工場」化させ、労働運動・左翼運動を抑圧することが必要であり、これがGHQの重要な課題となる。

過度経済力集中排除法による指定会社の指定取り消しは、その具体的ならわれであった。一九四八年（昭和二三）十二月にアメリカ政府指令の経済安定九原則が発表され、その翌年三月には、この九原則を実行するためにドッジ・ラインが発表された。そして四月に一ドル＝三百六十円とする単一為替レートが設定され、五月には、アメリカ政府は対日中間賠償取り立て中止を通告した。また、ドッジ・ラインの予算を税制面から裏づけるためシャウプ勧告がなされ、法人税を大幅に軽減して資本蓄積をはかるとともに、地方税の増徴が行われることになった。このように日本経済は、アメリカのドル経済に従属させられる条件のもとに、世界経済に復帰することになった。

一方、経済復興政策のもとに展開してきたインフレと低賃金に対して、高揚した労働組合運動を押える為に、一九四八年（昭和二三）七月、政府はマッカーサー書簡にもとづいて政令二百一号を公布した。これは公務員労働者の団体交渉権とストライキ権を奪うもので、

この結果、十一月には国家公務員法の改正が行われた。また、公共企業体等労働関係法が公布され、三公社五現業の労働者のストライキ権が奪われ、団体交渉権が制限された。戦後の労働運動で中心的な役割を果してきた、組織労働者の四十パーセントをこえるこれらの労働者から、日本国憲法第二十八条で保障された権利を奪うことは、労働運動に対する正面からの弾圧であった。翌年四月には団体等規正令を公布して、占領軍に反抗する団体等の結成禁止および解散、政治団体の届出制を定め、社会運動の規制がなされた。このような労働組合運動・社会運動の抑圧を進める中で、ドッジ・ラインは強行され、インフレの進行はとめられたが、「行政整理」の名のもとに国営企業の労働者の大量首切りが開始され、また大企業の「企業整備」（大量首切り）が強行された。これに対する反対闘争が激しく展開される過程で、下山事件・三鷹事件・松川事件といわれる奇怪な事件が続発した。政府は、これらの事件は共産党の陰謀であると宣伝して国民の世論をひきつけ、反対闘争への弾圧を強化してきりくずした。

この後、労働運動は総くずれとなり、九月に制定された人事院規則によって、公務員の政治活動が制限されるに到った。

朝鮮戦争と片面講和 一九四九年（昭和二四）九月、在日本朝鮮人連盟と在日本朝鮮民主青年同盟が団体等規正令によって解散させられた。そして翌年一月には米韓相互防衛援助協定が調印された。また日本では、日本の民需と無関係の石油の大量輸入が行われ、重工業、化学工業の工場の主なものがアメリカに管理された。そして

六月には、マッカーサーは共産党中央委員会の解散と全中央委員の公職追放を命じ、機関紙「アカハタ」の編集幹部も追放した。この十九日後に、朝鮮の三十八度線での南北の内乱に火ぶたが切られた。北朝鮮系のニュースを載せた「アカハタ」はマッカーサーによって発行停止され、国連の安全保障理事会では、ソ連代表が欠席しているのに乗じて、アメリカは北朝鮮を「侵略者」とし、武力攻撃撃退・韓国援助を勧告する決議案を採択させた。

朝鮮戦争開始二週間後、マッカーサーはポツダム宣言および連合国間の協定をふみにじって、七万五千人の国家警察予備隊の創設を政府に命じた。政府は新憲法の精神を侵してこれに对应、年末までには、アメリカ式の軽歩兵四個師団を作った。この予備隊の任務は、国内の治安維持にあるとして名目上は警察機関であったが、實質は将来の軍隊にするための下地作りにあった。したがってこの時点において、アメリカに従属した再軍備は事実上はじめられた。そしてGHQの意向を受けて、政府機関・公共企業体・言論機関・民間企業体などではレッド・パージが展開され、それに代って、多数の旧指導者・軍国主義者の追放が解除された。国内企業は朝鮮戦争の軍需物資調達のために最大限利用され、この「特需」によってドッジ・ライン以来の不景気は一掃され、鉱工業生産は急速に発展した。中でも重工業・化学工業および電力・ガス産業の成長はめざましく、この部門での独占資本の支配の強化が進行した。

対日講和については、すでに一九四七年（昭和二二）七月にアメリカは対日講和予備会議の開催を提唱しており、一九四九年（昭和

二四）九月にはアメリカとイギリスの間で、講和会議の早期開催が合意されていた。また、一九四九年五月・六月と、対日講和促進を提唱していた。しかし、アメリカは条約案を極東委員会の多数決で決定するように主張し、ソ連は国際協定どおり四大国（米・英・中・ソ）一致の原則を主張してかみ合わず、対日講和は早期に実現しなかった。ところが、朝鮮戦争が長期化して、アメリカは思惑通りに進展しない事態にのぞんで、早急に日本と講和を結び、日本を極東における資本主義陣営の一員として迎え入れ、反共軍事体制の強化をはかろうとした。すでにアメリカによる日本の「極東の工場」化は十分に布石されていた。そこでアメリカはたとえソ連が参加しなくても推進するとして、対日講和条約案を起草し、それをイギリスその他の国と個別に協議した。

国内においては、こうした片面講和に対して政府・保守政党・財界などが支持し、革新政党・労働組合・知識人などは全面講和を要求した。

一九五一年（昭和二六）九月、サンフランシスコで中国を招請しないまま講和会議が開かれた。インドは、アメリカの草案は極東の緊張を和らげず、むしろ新しい戦争の危険を増すものであると批判して、会議への出席を拒否した。ソ連は、實質上の日本中立化の規定などを入れた対案を出したがそれは審議すらされず、調印を拒否した。結局、ポツダム宣言の署名国であるアメリカ・イギリス・中国・ソ連のうち、アメリカ・イギリスおよびこれに同調する諸国のみがアメリカの条約案に調印した。そして、日本が最も長期間戦争

をした中国をはじめ、ソ連などの社会主義諸国、インドなどのアジアの国々を除いて、片面講和は成立した。このことは、この条約が沖縄・小笠原諸島をひきつづきアメリカの支配下に置くことを認め、日本に放棄させた台湾・澎湖諸島・南樺太・千島などの領土の帰属を決定していないことなどに関連して、その後問題を残すものであった。しかも、この条約とだき合せに調印された日米安全保障条約（安保条約）は、アメリカに日本全国どこにでも無制限に陸・海・空軍の基地設立と駐留する権利を与えるもので、日本民族の主権を侵すものであった。しかし、こうした問題は残されながらも、この条約の発効とともに、日本国憲法を超越して日本人を支配する占領軍権力が法律上はなくなり、日本は一応独立した。そして、極東におけるアメリカの反共軍事体制の一環に組み込まれることになった。

三 帝国主義への道と平和への道

「独立」と再軍備の進行 一九五二年（昭和二七）二月、政府は日米行政協定に調印した。これにはアメリカ軍およびその家族が犯した犯罪はアメリカが専属裁判権を有する規定など重要問題が含まれているため、野党は国会の審議にかけるように要求した。しかし政府は、これは日米安全保障条約に基づくとして、国会の承認の手続をふまず、立法院を軽視した。また、吉田首相は、三月には国会で「自衛のための戦力は違憲にあらず」と答弁し、野党側の取消し要

求で訂正はされたものの、早くも憲法に対する恣意な解釈をしはじめた。

四月にはサンフランシスコ講和条約（対日平和条約）が発効し、それまでの占領法規は無効となるので、政府・与党は占領軍のもっていた機能を継承せんとして、破壊活動防止法案を三月に、また五月には労働関係四法（労働組合法・労働基準法・公共企業体等労働関係法・労働関係調整法）の改悪案を国会に提出した。こうした法案の制定・改悪への動きに対して、総評を中心とする労働組合・市民・学生の反対運動が盛り上がった。中でも言論・出版・集会・学問・思想の自由をおびやかす破防法案に対して、日本文化人会議・日本新聞協会・日本文芸家協会などのほか日本学術会議も反対の声明を出した。このような広範な闘争が展開される中で迎えた第二十三回メーデーにおいて、メーデー参加者と警官が衝突し、一人が警官により射殺され、多数の重軽傷者を出す惨事をひきおこした。政府はこのメーデー事件を利用して破防法の成立を強行し、公安調査庁を設立してその実施に当らせた。また、労働法規の改悪もなされ、翌年八月にはスト規制法が成立され、反体制的労働運動の根絶が志向された。

破防法を公布した十日後、政府は保安庁法を公布し、これまでの警察予備隊を「特車」という名の戦車をもつ保安隊に改組した。この保安隊にはアメリカから古物の戦車・航空機・艦艇が無償で貸与され、それらの管理権はアメリカにあった。同年八月には兵器生産協力会が発足し（翌年十月に日本兵器工業会と改称）、十月には経団

連に防衛生産委員会がつくられ、軍需産業体系が建設され始めた。そして一九五三年（昭和二八）四月に保安大学校が開校され（翌年九月に防衛大学校と改称）、十月に自由党政調会長池田勇人が首相の特使として渡米し、アメリカの國務次官補ロバートソンとMSA援助の交渉をした。この会談で、軍増強のために「教育及び広報によって、日本に愛国心と自衛のための自発的精神が成長するような空気を助長すること」（「朝日新聞」）に日本政府が責任を負うことに同意した。

一九五四年（昭和二九）三月にMSA協定は調印され、それにより日本は軍事・経済援助を受ける代りに、軍備増強の義務のみならず、アメリカによる対中国・ソ連貿易の統制に協力する義務を負うことになった。次いで六月には、政治的中立に関する教育二法・改正警察法・防衛庁設置法・自衛隊法・MSA協定等に伴う秘密保護法を公布した。こうして保安隊は陸・海・空の自衛隊となり、統合幕僚会議もつくられた。そして翌年八月には、防衛庁は新三菱重工（株）・川崎航空機（株）にジェット機の発注を内示し、川崎航空機（株）はアメリカのロッキード社からジェット戦闘機生産技術を導入するまでになった。

一方、教育二法によって、教育の現場で戦争放棄を規定する憲法などの平和教育が事実上できなくされ、一九五六年（昭和三一）の教育委員会法の改悪により、教育行政への統制が強められた。それに加えて教科書検定制度の強化・教職員に対する勤務評定の実施があいついで行われ、民主教育は著しくおびやかされるようになった。

内外における反帝・平和運動の展開 一九五一年（昭和二六）一月の社会党大会で決議された平和四原則（全面講和・中立堅持・軍事基地反対・再軍備反対）は三月の総評大会で支持決議され、主要な単産に広まっていった。そして七月には、それは宗教人の平和運動とも結びついて、平和推進国民会議の結成となった。全面講和は達成されなかったが、これらの平和運動はひきつづき展開されていった。

一九五二年（昭和二七）四月にモスクワで開かれた国際経済会議に、政府が参加を許可しないにもかかわらず、三名の日本人が出席し、日本人が平等で平和な国際貿易を望んでいることを演説した。次いで中国に入り、政府がアメリカの対中国禁輸政策に従っているのを打破るべく、日中貿易協定を結んだ。また、十月に北京で開かれたアジア太平洋地域平和連絡会にも、政府は参加の許可を出さなかったけれど、日本の代表は出席し、十二月のウィーンで開かれた諸国民平和大会にも日本人は参加した。このように日本で平和を求め運動は、世界の平和・民主・民族運動との交流をもって発展していった。そして一九五三年（昭和二八）二月には、総評が世界労連に対して、朝鮮の休戦即時実現のために国際労働階級の闘争を呼びかけた。

アジア・アフリカの旧植民地における民族運動は、第二次世界大戦後に大きく展開され、つぎつぎに独立国が誕生した。そして一九五一、二年（昭和二六、七）からは、民族独立運動は中近東・北アフリカのアラブ地域に広がっていった。こうした世界をおおう平

和・反帝運動の発展は、アメリカの支配者たちにも影響を与え、一九五三年（昭和二八）七月の朝鮮休戦協定の調印をもたらした。

日米行政協定の実施に伴う特別措置法にもとづいて、政府は駐留するアメリカ軍の軍事基地のため、住民の意志を無視して各地の土地を接収していった。そうした政府の行動に対する住民の怒りは、平和運動と結びついて基地闘争となって展開した。その典型的な例は、一九五二年（昭和二七）十一月から起された内灘のアメリカ軍射撃場新設反対闘争であり、また一九五三年（昭和二八）から一九五六年（昭和三一）にかけて起きた砂川の基地反対闘争は、地元民・総評・全学連・文化人・諸団体などによって各地で展開した。

一九五三年（昭和二八）三月には、全日本婦人団体連合会（婦団連）が結成され、世界平和擁護・再軍備反対・駐留アメリカ軍の撤退・日中友好を求める婦人の運動の中核体として発展した。同年十月、広津和郎ら九人の作家が松川事件の公正判決要求書を裁判長に提出し、広津は翌年から四年半にわたって、『中央公論』誌上で松川裁判批判を展開した。これによって松川事件の国民的関心が大いに高まり、国民の人権を守る自覚が深められた。

一九五四年（昭和二九）四月末から、ソ連・中国・イギリス・フランス・アメリカなどの代表が、ジュネーブ会議を行った。そして七月にはベトナム・ラオス・カンボジアに関する休戦協定が成立し（アメリカはジュネーブ協定に調印しなかった）、北部ベトナムはベトナム民主共和国（北ベトナム）として独立した。また六月には、中国の周恩来首相とインドのネルル首相が会談し、平和五原則（領

土主権の相互尊重・相互不侵略・相互内政不干涉・平等互恵・平和共存）の共同声明を発表し、世界の平和勢力に希望と自信を与えた。翌年四月にはアジア・アフリカ会議（バンドン会議）が開かれ、参加国二十九カ国は政治的立場を異にしていたにもかかわらず、反植民地主義に共通の基盤を見出し、世界平和と協力の促進についての共同宣言（平和十原則）が出された。そして七月にはジュネーブにおいて、アメリカ・イギリス・フランス・ソ連の四国巨頭会談が開かれ、緊張緩和の空気が高められた。

しかし、三月にはアメリカがビキニ水域で水爆実験を行い、日本の漁船が死の灰をかぶせられた。この事件を契機に、東京の婦人たちから始められた原水爆禁止の署名運動は、国民的共鳴をよんで全国的に展開した。翌年八月には第一回原水爆禁止世界大会が開かれ、原水爆禁止署名は日本で三千二百三十八万人、外国で六億七千万人を数えた。また一九五七年（昭和三二）四月には、学術会議が全世界の科学者に原水爆実験の禁止を訴えた。

婦人運動も、世界の婦人運動との連帯を深め、第一回の母親大会が一九五五年（昭和三〇）八月に開かれ、平和と子供の幸福と婦人の生活・権利を守るための討論が行われた。

一九五六年（昭和三一）十月には、ようやくソ連との国交が回復され、十二月に国連加盟が認められた。こうして国際社会へ復帰しはじめる一方では、安保条約の改定準備が進められていた。

新安保条約と国民の闘い 安保条約の改定に先がけて政府（第二次岸内閣）は、教育を統制する文教政策、労働運動・民主運動を抑

圧する政策をとった。

教職員に対する勤務評定はこの段階で全国に及ぼされ、文部省は道徳教育の教科を特設して、生徒に対する官製道徳の押しつけをはかった。教育二法以来のこうした教育の反動化に抗して、日本教職員組合（日教組）は民主・平和教育を守るために闘った。一方、労働運動などを直接抑圧するために、政府は警察官職務執行法の改悪案を国会に提出した。これは警察官の権限を著しく強め、日本国憲法で認めている言論・集会・結社の自由や団体行動を抑圧するおそれが十分ある法案であった。一九五八年（昭和三三）十月、総評と社会党を中心に労働組合・文化団体・婦人団体など六十五の団体をもって、警職法反対国民会議が組織され、広汎な反対運動が展開されて、ついにこの法案は審議未了として流された。

政府は、日本の軍備増強を義務化して、形式的にはアメリカと「対等」の軍事同盟とするため、安保条約改定の交渉をアメリカと進めていた。その改定交渉がまともうとしていた一九五九年（昭和三四）三月に、警職法反対国民会議を土台にして安保条約改定阻止国民会議が結成された。また学者・文化人によって安保問題研究会なども作られ、全国の大学教官による安保反対声明なども出された。そして国会において、野党が安保条約の内容を追及するにつれてその本質が広く国民に知らされ、安保条約反対の運動は日増しに高まっていった。

一九六〇年（昭和三五）五月十九日、衆議院安保特別委員会自身は案件を強行採決し、衆議院議長は警官五百人を国会に導入し

て、野党と与党の反主流派議員欠席のまま会期の延長を議決した。次いで二十日未明に新安保条約を強行に単独採決した。

このような議会制民主主義をふみにじってまで新安保条約を成立させようとする政府・自民党の行動は、国民に新たに民主主義の危機感を覚えさせた。そして安保条約反対運動は、岸内閣退陣・国会解散の要求を加えて、さらに輪を広げて全国で高揚し、国会周辺では連日多数のデモが展開された。六月十五日の安保改定阻止第二次実力行使は、全国で百十一単産五百八十万人の労働者が参加し、これに市民・文化人・学生・主婦など広い階層の多数が加わって、これまでにはない最大規模の国民大衆の政治闘争が進められた。十九日午前零時に新安保条約は「自然承認」となったが、日本独占資本とアメリカ帝国主義のくろむものに対して、国民が労働者階級を中心にこれだけの闘いを展開できるようになったのは歴史の大きな進歩であった。

四 世界の中の日本

一九六〇年（昭和三五）末、南ベトナムにおいて、南ベトナム民族解放戦線が結成され、自由・独立・統一のための民族運動が展開された。これに対してアメリカ政府は、アジアの反共戦線を維持・補強しようとして南ベトナム政府を擁立し、莫大な経済・軍事力を導入して戦火は広げられた。しかし一九七五年（昭和五〇）四月には、アメリカ帝国主義が完敗して南ベトナム全土は解放された。こ

の解放は、ベトナム人民の平和を希求するねばり強い闘いによってもたらされたものであるが、それを助けたのは社会主義諸国の援助と国際的な世論の高まりであった。日本における「ベ平連」運動や朝日新聞に連載された「戦争と民衆」などは、ベトナム戦争反対の世論を高めた。またアメリカにおいては、ニューヨーク・タイムス紙およびワシントン・ポスト紙がアメリカ政府の強力な抵抗にうちかって、国防総省秘密報告書を報道して、ベトナム戦争反対の世論を盛りあげた。⁽²⁾

社会主義への道を歩み、建設を進めてきた中国は一步一步と国際社会での地位を確立して、一九七一年（昭和四六）に国連に加入し、アメリカ帝国主義がアジアにおける反共の一処点にしている蒋介石政権は国連から追放された。（「二つの中国」論を否定）こうした情勢の中で、アメリカ政府は中国の平和五原則を認めて共同声明し、国交樹立への道を開いた。つづいて日本政府も、それまで日中友好団体や野党が推進してきた運動の上に乗って、日中国交を回復した。（一九七二年）

一九六五年（昭和四〇）に日韓基本条約を調印して、韓国を朝鮮における唯一の合法政府とした日本政府は、佐藤・ニクソン共同声明（一九六九年）で、「韓国の安全は日本の安全にとって緊要」と明言した。それ以後、政府の対韓経済援助とそれに基づく大企業の対韓進出が本格化した。アメリカと中国の接近を背景に、韓国と北朝鮮は南北共同声明（一九七二年）を発表し、朝鮮半島の緊張した情勢を緩和の方向に運び、対話の機運を作りだした。ここにおいて日

本政府は「朝鮮半島における平和と安定に協力する用意がある」（一九七三年、日米共同声明）との変化をみせた。しかし基本的にはアメリカの反共戦略基地としての韓国に、経済面からテコ入れして——これは日本独占資本の韓国進出の拡大である——北朝鮮に対抗する力をつけさせることが主眼となっていた。したがって一九七三年（昭和四八）の金大中事件が、日本の主権を侵害しているにもかかわらず、政府は経済援助の打ち切りや日韓条約を破棄しないで、なれあいの收拾におわらせた。

一九六〇年（昭和三五）以来高度成長をとげた日本経済は、国際通貨基金（IMF）八条国に移行して開放経済体制に入り、また経済協力開発機構（OECD）に加盟した。（一九六四年）この年発足した三重工合併による三菱重工業、あるいは八幡・富士が合併して新日鉄となった（一九七〇年）例にみられるように、独占資本の強化は一段と深まった。それにつれて財界の政治的発言が活発化し、一九六九年（昭和四四）の経団連総会では、安保条約の堅持・自主防衛の強化・新しい文教政策の確立を決議した。また日経連の総会では、海外派兵の道を開きうる憲法改正を提言する理事が現われた。すでにこの年には、国民総生産（GNP）は資本主義国では世界第二位を示して、日本は経済的大国となった。しかし、それは国民一人当たりの所得が世界の十九位と推定される不健全なものであった。しかも産業優先政策はさまざまの公害を生み出してきており、第一回の公害白書が発表されるまでになった。一九七一年（昭和四六）のアメリカのドル防衛声明により、ドルに依存し、しかもアメ

リカ向輸出の比重が高かった日本経済は大きな影響を受けた。(ドル・ショック)次いで一九七三年(昭和四八)第四次中東戦争で、アラブ諸国が石油を戦略的武器としたことから、石油危機(オイル・ショック)に見舞われて、ここにおいて日本経済はこれまでの高度成長からゼロ成長への転換を余儀なくされた。

一九五〇年(昭和二五)、朝鮮戦争を契機に創設された七万五千人の警察予備隊は、一九七四年(昭和四九)には二十三万四千百人(定員二十六万六千人弱)の自衛隊に強化され、その装備はアジアの資本主義国では第一級となった。一九七五年度の防衛関係予算は一兆三千二百七十三億円余りで、一般会計に占める割合は六・二三パーセントとなった。こうした自衛隊の強化と平行して、天皇制への接近の動きも出てきた。一九六七年(昭和四二)には自衛隊員二千人が伊勢神宮に集団参拝し、一九七三年(昭和四八)に防衛庁長官が天皇に防衛問題で説明をした際、天皇から「防衛問題はむずかしいだろうが、国の守りは大事なので、旧軍の悪いところは真似せず、いいところは取入れてしっかりやってほしい」といわれたと新聞記者に披露したことなどは、その典型的な事例であった。一九七三年(昭和四八)札幌地裁が長沼ナイキ基地訴訟で、自衛隊は憲法違反という判決を出したが、政府は控訴した。また一九七五年の憲法記念日には、現職の法相が改憲集会に出席した。

第二次世界大戦後三十年の間に、独占資本の再編・強化とともに、軍事力の復活・増強が進行してきた。それと同時に、労働者の組織化も進み、民主主義も国民の中にとけこみ、平和・生活と権利を守

る闘いは著しく高揚した。

これからの日本の道は、アジアの一員として、世界の歴史とともに開かれなければならない。その道を開くのは、国民一人一人の自由と権利のための不断の努力であり、「平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去」(日本国憲法前文)する歴史の担い手の一員になることである。(一九七五年脱稿)

注

(1)マーク・ゲイン『ニッポン日記』(上)に「天皇の神格を放棄した元旦の勅語の最初の草案は、実はダイク代将の事務室で調理されたものだということを知った。」(一九四六年一月六日の日記)とあり、また同書(下)には「ワシントンからの命令の主旨は次のとおりである。(略)天皇制に対する直接の加撃は民主的要素を弱め、反対に共産主義ならびに軍国主義の両極端を強化する。故に総司令官は、天皇の世望を広め且つ人間化することを極秘裡に援助するよう命令される。以上のことは日本国民に感知されてはならない。」(一九四六年七月二日)とされる。

(2)朝日新聞連載の「戦争と民衆」は一九六九年に朝日新聞社から「戦場の村」として出版された。米国防総省秘密報告書は各新聞に部分的に掲載されたが、『朝日ジャーナル』の臨時増刊号(一九七一年VOL.一三、NO.三〇)に特集された。

【参考文献】

- 岩波講座「日本歴史」21(現代4) 岩波書店 一九六三年
『近代日本総合年表』 岩波書店 一九六八年
『朝日年鑑』一九六〇～七五年版 朝日新聞社 三九六〇～七五年
『世界史における民族と民主主義』(『歴史学研究』別冊特集) 青木書店 一九七四年